



金 沢 市 公 報

第 2 6 8 6 号 の 3

平成23年(2011年)3月22日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

| | |
|---------------|-----------|
| 目次 | ページ |
| 監査公表 | |
| 監査公表(第3号-第4号) | (監査事務局) 1 |

監 査 公 表

●金沢市監査公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定により実施した財務事務監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成23年3月22日

| | | | |
|---------|---|---|----|
| 金沢市監査委員 | 篠 | 田 | 健 |
| 金沢市監査委員 | 中 | 島 | 秀雄 |
| 金沢市監査委員 | 玉 | 野 | 道 |
| 金沢市監査委員 | 中 | 西 | 利雄 |

第1 監査の概要

1 監査の対象部局及び実施期間

| 監 査 の 対 象 部 局 等 | | 実施期間 |
|-----------------|--|-----------------------------|
| 産 業 局 | 商業振興課 | 平成22年6月4日 、 平成23年3月4日 |
| 市立病院 | 事務局 | |
| 教育委員会 | 学校教育部 教育総務課、学校職員課、学校指導課、市立工業高等学校事務局 | |
| | 生涯学習部 生涯学習課、玉川図書館、泉野図書館、玉川こども図書館、 金沢西部図書館開設準備室 | |
| | 教育プラザ富樫 | |
| | 地域教育センター | |
| 農業委員会 | 事務局 | |
| 議会事務局 | 総務課 | |
| 消 防 局 | 消防総務課 | |

2 監査を執行した監査委員

篠田 健、中島秀雄、玉野 道、中西利雄

3 監査の範囲

平成22年度における財務に関する事務(ただし、必要と認められた平成21年度以前の事務を含む。)

4 監査の対象項目

- (1) 収入に関する事務
- (2) 支出に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 財産管理に関する事務
- (5) その他必要と認める項目

5 監査の方法

財務に関する事務が法令等に従って適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

また、監査にあたっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行は、監査した範囲においてはおおむね適正に執行されていると認められたが、一部に次のとおり改善が望まれる事項があったので、内容を十分把握して適切な措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、関係課長に改善を促したので、記述を省略した。

1 収入に関する事務

(1) 債権管理事務

[改善意見(改善が望まれる事項)]

平成17年の最高裁判決で公立病院の診療債権は私法上の債権とされていることから、債権管理のあり方を見直すことが望まれる。

【市立病院事務局】

●金沢市監査公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定により実施した行政監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成23年3月22日

| | | | |
|---------|---|---|----|
| 金沢市監査委員 | 篠 | 田 | 健 |
| 金沢市監査委員 | 中 | 島 | 秀雄 |
| 金沢市監査委員 | 玉 | 野 | 道 |
| 金沢市監査委員 | 中 | 西 | 利雄 |

第1 監査の概要

1 監査のテーマ及び選定理由

(1) 監査のテーマ

「商店街振興事業について」

(2) テーマの選定理由

商店街は、近年、空き店舗の増加や後継者不足などの問題を抱え、活力が低下していることから、本市では魅力的で活気あふれる商店街を目指し、商店街振興のための各種事業を推進しているところである。

そこで、商店街振興事業が効果的に行われているか、当該事業に関連する補助金交付事務などの執行が適正に行われているかについて監査を実施し、全市的にバランスの取れた商業の発展とまちのにぎわい創出、市民の利便性向上を図ることにより、「金沢市における良好な商業環境の形成によるまちづくりの推進に関する条例」が目指す都市の個性を生かした魅力あるまちづくりに資するものである。

2 監査の対象

商業振興課で行う商店街振興事業を対象とした。

3 監査の期間

平成22年6月4日から平成23年3月4日まで

4 監査の方法

商店街振興事業が適切に行われているかを主眼において、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、書面調査及び関係職員から説明聴取を行った。

5 監査の着眼点

- (1) 本市の商店街振興に関する事業が計画的、効果的に行われているか
- (2) 商店街に対する補助対象の選定や交付の手続きは適正、公平になされているか
- (3) 商業振興に関わる関係団体との連携はとられているか

6 監査を執行した監査委員

篠田 健、中島秀雄、玉野 道、中西利雄

第2 監査の結果

監査の対象とした商店街振興事業については、おおむね適切に行われていると認められた。

なお、商店街振興事業の状況及び改善意見は、以下のとおりである。

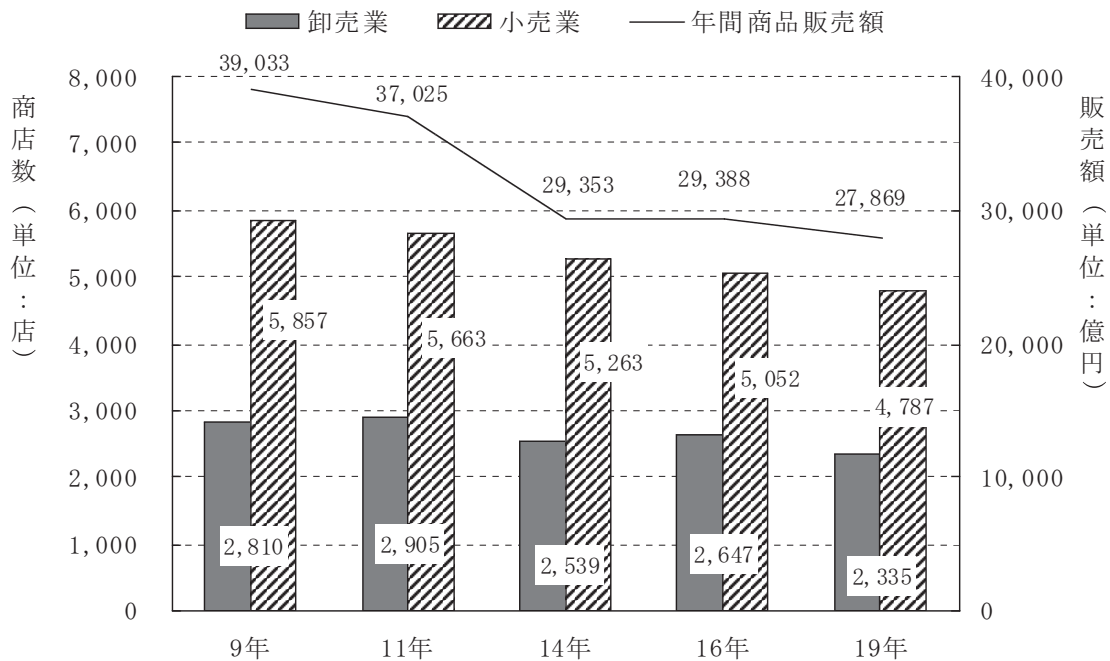
1 商業環境形成の概要

(1) 金沢市の商業の概況

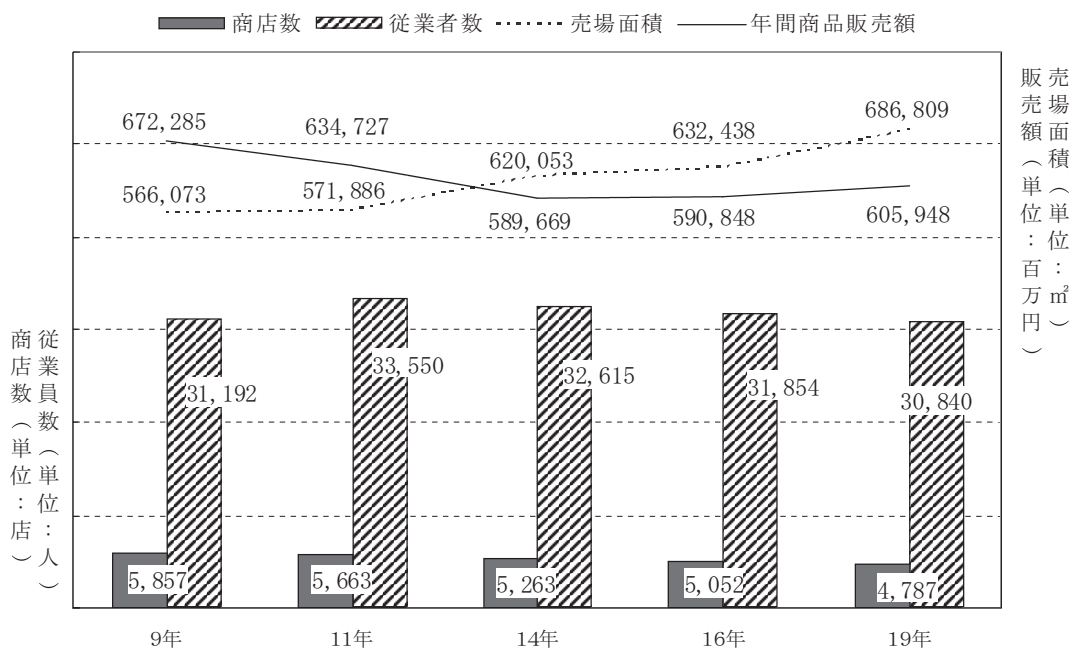
本市における商圈は、半径50キロメートル、商圈人口約120万人とされ、石川県内で最も大きな商圈となっている。そのうち中心市街地の商圈人口は、約72万4千人とその約6割を吸引している。本市では中心市街地を藩政期の城下町であった市街地を中心に約860ヘクタールの範囲と位置づけている。

本市における卸売業・小売業の推移は、商業統計調査（経済産業省）によると、商店数はともに減少しており、平成19年では卸売業2,335店、小売業4,787店となっている。また、卸売業と小売業を合わせた年間商品販売額も減少傾向にある。

卸売業及び小売業の商店数並びに年間商品販売額の推移は、次のとおりである。



ア 小売業の推移



小売業の状況を見ると、商店数は減少しており、従業員数も11年をピークに減少している。

一方、売り場面積は毎年増加しており、また年間商品販売額についても14年以降増加傾向にある。

イ 大規模小売店舗数及び売場面積の推移

大規模小売店舗数及び売場面積の推移は、次のとおりである。

| 区分 | 小売業売場面積(m ²) | 大規模小売店舗(1,000m ² 以上) | | | 1,000m ² 未満の小売店舗 | | |
|-----|--------------------------|---------------------------------|-----------------------|--------|-----------------------------|-----------------------|--------|
| | | 店舗数 | 売場面積(m ²) | 占有率(%) | 店舗数 | 売場面積(m ²) | 占有率(%) |
| 11年 | 571,886 | 66 | 325,384 | 56.9 | 5,597 | 246,502 | 43.1 |
| 14年 | 620,053 | 69 | 365,904 | 59.0 | 5,194 | 254,149 | 41.0 |
| 16年 | 632,438 | 75 | 384,175 | 60.7 | 4,977 | 248,263 | 39.3 |
| 19年 | 686,809 | 93 | 450,553 | 65.6 | 4,694 | 236,256 | 34.4 |

(注1) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)の制定以降を対象とした。

(注2) 小売業売場面積は、商業統計調査(経済産業省)の数値である。

(注3) 大規模小売店舗立地法に基づく店舗数及び売場面積は、商業振興課による。

(注4) 占有率(%) = 売場面積(m²) / 小売業売場面積(m²)

1,000m²未満の小売店舗(各数値) = 小売業全体(各数値) - 大規模小売店舗(各数値)

本市における大規模小売店舗の店舗数及び売場面積は増加している。19年の数値を11年と比較すると、店舗数では27店(40.9%)の増となっており、売場面積についても125,169m²(38.5%)の増となっている。その結果、小売業売場面積全体に占める大規模小売店舗の売場面積の割合は、56.9%から65.6%に増加している。

一方、売場面積が1,000m²未満の小売店舗については、店舗数、売場面積ともに減少しており、売場面積全体に占める割合も34.4%に減少している。

ウ 従業者規模別商店数の推移

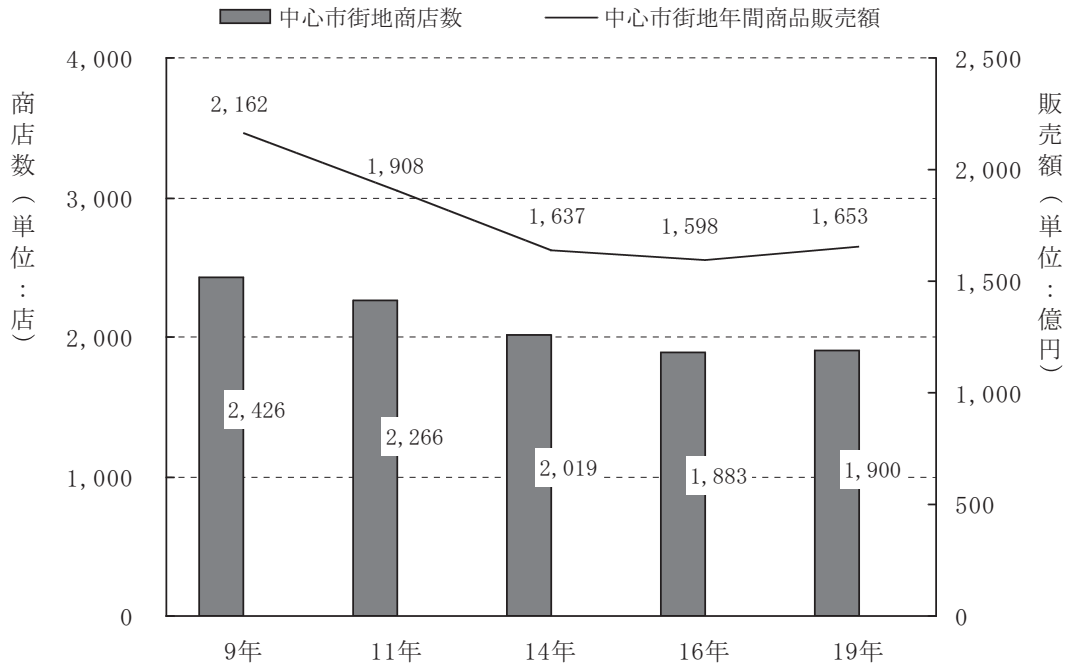
従業者規模別商店数の推移は、次のとおりである。

| 従業者規模 | 9年 | | 11年 | | 14年 | | 16年 | | 19年 | |
|----------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| | 商店数 | 構成比(%) | 商店数 | 構成比(%) | 商店数 | 構成比(%) | 商店数 | 構成比(%) | 商店数 | 構成比(%) |
| 小売業総数 | 5,857 | 100.0 | 5,663 | 100.0 | 5,263 | 100.0 | 5,052 | 100.0 | 4,787 | 100.0 |
| 0 ~ 2人 | 2,661 | 45.4 | 2,448 | 43.2 | 2,197 | 41.7 | 2,079 | 41.2 | 1,901 | 39.7 |
| 3 ~ 4人 | 1,605 | 27.4 | 1,397 | 24.7 | 1,312 | 24.9 | 1,280 | 25.3 | 1,199 | 25.0 |
| 5 ~ 9人 | 929 | 15.9 | 1,014 | 17.9 | 941 | 17.9 | 901 | 17.8 | 922 | 19.3 |
| 10 ~ 19人 | 440 | 7.5 | 530 | 9.4 | 568 | 10.8 | 532 | 10.5 | 534 | 11.2 |
| 20 ~ 29人 | 121 | 2.1 | 143 | 2.5 | 123 | 2.3 | 148 | 2.9 | 116 | 2.4 |
| 30 ~ 49人 | 60 | 1.0 | 81 | 1.4 | 67 | 1.3 | 58 | 1.2 | 62 | 1.3 |
| 50 ~ 99人 | 30 | 0.5 | 32 | 0.6 | 36 | 0.7 | 45 | 0.9 | 41 | 0.9 |
| 100人以上 | 11 | 0.2 | 13 | 0.2 | 13 | 0.3 | 9 | 0.2 | 12 | 0.2 |
| 不詳 | - | - | 5 | 0.1 | 6 | 0.1 | - | - | - | - |

従業者規模別の状況を見ると、19年では従業者が5人未満の小規模な商店の数が全体の64.7%を占めているが、その割合は減少傾向となっている。

エ 中心市街地の状況(小売業)

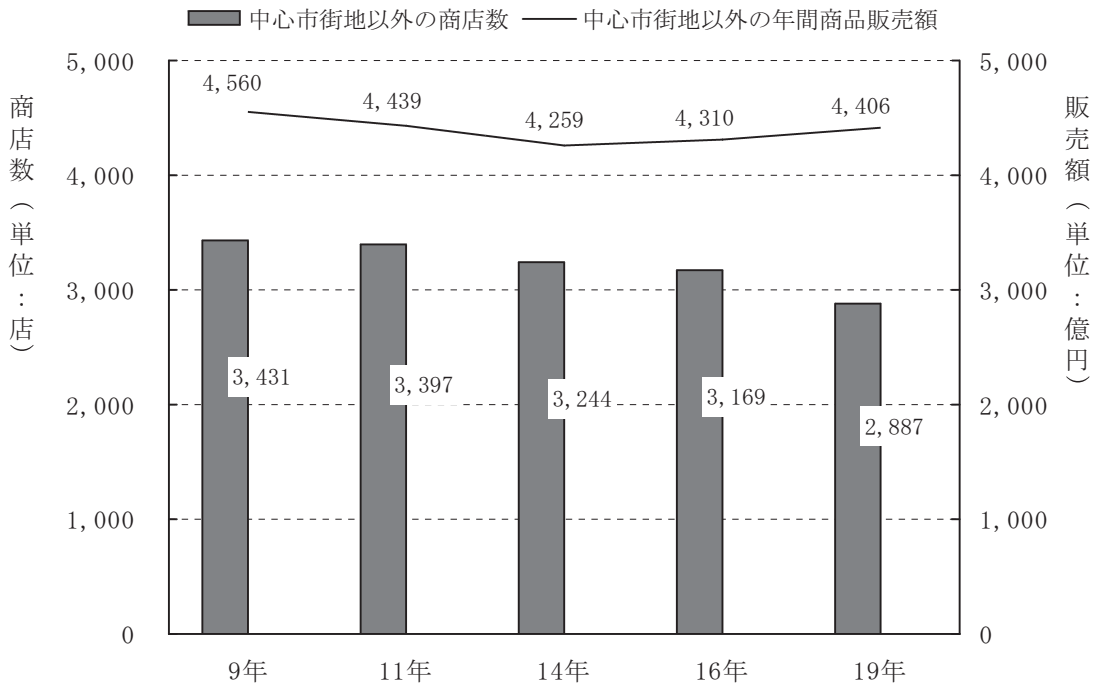
中心市街地の商店数及び年間商品販売額の推移は、次のとおりである。



中心市街地の商店数及び年間商品販売額の推移をみると、商店数、年間商品販売額とも16年までは減少傾向であったものの、19年においては増加に転じている。

オ 中心市街地以外の状況（小売業）

中心市街地以外の商店数及び年間商品販売額の推移は、次のとおりである。



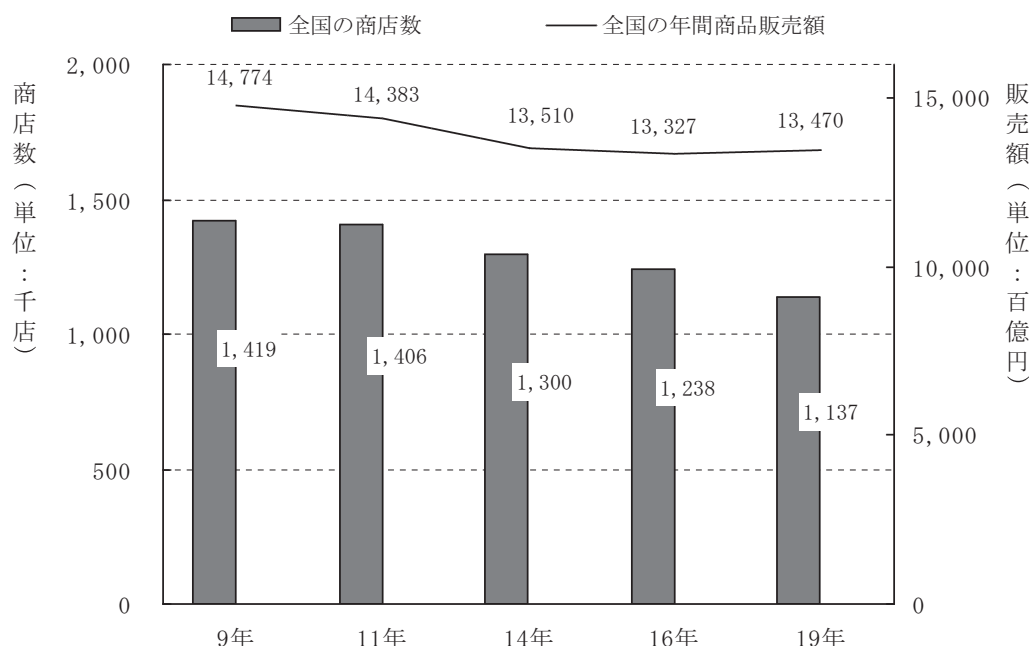
中心市街地以外の商店数及び年間商品販売額の推移をみると、商店数は引き続き減少しているものの、年間商品販売額は16年以降では増加傾向となっている。

なお、中心市街地以外の商店数のなかで近年開店した大規模小売店舗又は、それを含む商店街は次のとおりである。

| 区 分 | 商 店 数 | | | 年間商品販売額 (百万円) | | |
|--------------|-------|------|------|---------------|--------|--------|
| | 14 年 | 16 年 | 19 年 | 14 年 | 16 年 | 19 年 |
| 杜の里商店会 | 41 | 36 | 46 | 11,266 | 10,764 | 11,878 |
| 金沢サティ | 29 | 34 | 30 | 8,624 | 6,376 | 6,279 |
| 示野ショッピングセンター | - | - | 24 | - | - | 5,518 |

(注) 19年の商業統計調査には、大桑第三土地区画整理地及び無量寺第二土地区画整理地の大規模小売店舗は、集計されていない。

(参考) 全国の小売業の商店数及び年間商品販売額の推移



全国の商店数及び年間商品販売額の推移をみると、商店数は9年以降では減少傾向となっており、年間商品販売額は19年には増加している。

(2) 商店街の沿革と概況

商店街の沿革

藩政時代の金沢は、加賀藩の政治・経済・文化の中核として、城下を起点とする道路網の発達もあり、片町、野町や橋場町付近では賑やかな商店街が形成され、百万石城下町の繁栄を示していた。

明治維新以後は、商業立地も変化し、その頃の繁華街は尾張町から橋場町方面であったが、明治中頃には片町組合が結成され、大正に入ってから百貨店が開店するなど片町、香林坊が発展することとなり、一方、近江町、横安江町を控えた武蔵方面でも、昭和に入ってから武蔵ヶ辻に百貨店が開店し、以後、本市の二大商店街として台頭した。

昭和48年には、武蔵第二地区に地上18階のビルが完成するなど再開発が行われ、香林坊地区市街地再開発計画も20年近い歳月をかけ、香林坊第一地区は60年に、第二地区は61年に相次いで完成している。その後の再開発は金沢駅高架化事業との関連で駅周辺地区に焦点が移り、平成2年以降、ホテルや百貨店を核とした駅前第二地区第一種市街地再開発事業をはじめとして、いくつもの事業が展開されていった。

また、21年には、生鮮食品店などが軒を連ねる近江町市場が老朽化したことから、再整備を行っている。

他方、大手スーパーの進出は、昭和49年の大規模小売店舗法施行以降、市内各地に大型店が展開されてきている。

商店街組織の概況

ア 商店街組織化の目的

本市では、小売商業等を営む者が集積している地域を商店街と位置付け、集客力のあるイベントや販促

活動などの事業を行うことで競争力を強化し、個店及び商店街双方が発展していくことを商店街組織化の目的としている。

イ 商店街全体の状況

本市の商店街全体の状況については、次のとおりである。

| 組 | 織 | 商店街数 | 市補助対象商店街数 | 金沢市商店街連盟加盟数 | 金沢市商店街連盟加盟商店街の店舗数 |
|-------|------|------|-----------|-------------|-------------------|
| 法人格あり | 振興組合 | 17 | 17 | 15 | 855 |
| | 協同組合 | 2 | 2 | 2 | 60 |
| 法人格なし | 任意組合 | 37 | 34 | 18 | 806 |
| 計 | | 56 | 53 | 35 | 1,721 |

本市には商業振興課が把握している商店街が56あり、商店街振興組合は17組合、協同組合は2組合、任意組合は37組合となっている。そのうち、22年5月現在、金沢市商店街連盟に加盟している商店街は35商店街であり、店舗数は1,721店舗となっている。

また、本市が補助対象としている商店街は、次のいずれかの条件を満たしたものであり、53商店街が対象となっている。

- (1) 振興組合など法人格を有する商店街
- (2) 金沢市商店街連盟に加盟の商店街
- (3) 会員数が30店舗以上の商店街

商店街振興組合とは

商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に基づき設立された法人であり、(1)国などの商店街支援制度や公的融資の対象となる、(2)社会的な信用力の向上につながる、(3)税制面での優遇措置を受けられるなど主に3つのメリットがある。

金沢市商店街連盟とは

商店街の連合体として、昭和9年9月に設立され、商店街が任意に加盟する団体であり、商店街の環境整備、振興発展等の役割を担っている。

本市の商店街は、次のとおりである。

中心市街地区域内商店街(24商店街)

片町商店街振興組合(86)、豎町商店街振興組合(123)、香林坊商店街振興組合(25)、広坂振興会(44)、柿木畠振興会(70)、横安江町商店街振興組合(30)、尾張町商店街振興組合(52)、武蔵商店街振興組合(63)、近江町市場商店街振興組合(185)、彦三商店街振興組合(35)、駅前別院通り商店街振興組合(31)、玉川町通り商店街振興組合(40)、英町商店街振興組合(25)、橋場町振興会(16)、金沢城兼六園商店会(19)、尾山神社前商店街振興組合(15)、南町通り商工会(32)、せせらぎ通り商店街振興会(67)、木倉町商店街(98)、新天地商店街振興組合(50)、片町伝馬商店街(55)、里見町あかねや橋通り商店会(22)、新豎町商店街(67)、石引商店街振興組合(51)

地域商店街(32商店街)

杜の里商店会(40)、森本商店街振興会(41)、金石町商店協同組合(30)、大野町商工振興会(48)、諸江地区商業協同組合(30)、大徳商工振興会(115)、入江商店街(11)、金沢中央市場通り商店会(57)、西金プリンスロード商店会(20)、平和町大通り商店街振興組合(42)、アルコ商店会(9)、寺町台商興会(89)、新野町商店街振興組合(28)、野町弥生地区商店街連盟(70)、増泉大通り商店街(18)、三馬商工振興会(30)、泉ヶ丘商店街振興会(30)、円光寺・山科振興会(60)、伏見台商店街振興組合(52)、金沢扇台商工振興会(54)、額振興会(68)、南金沢商工振興会(40)、粟崎商店街連盟(12)、中石引町商店会、鳴和商店街振興会、大樋こまちなみ振興会、駅前三和商店街振興会、浅の川商店会、十一屋町商店会、大樋町商店街会、高儀町商業振興会、栄親会

(注) ()内は組合員(会員)数であり、把握していないものは記載していない。

ウ 中心市街地区域内商店街の状況

中心市街地区域とは、後述する中心市街地活性化基本計画に位置付けられた区域内をいい、株式会社金沢商業活性化センター(以下「TMO」という。)が行う事業が対象となる商店街の範囲であるTMOエリアとそれ以外の二つの区域に分けられている。

TMOエリア（9商店街）

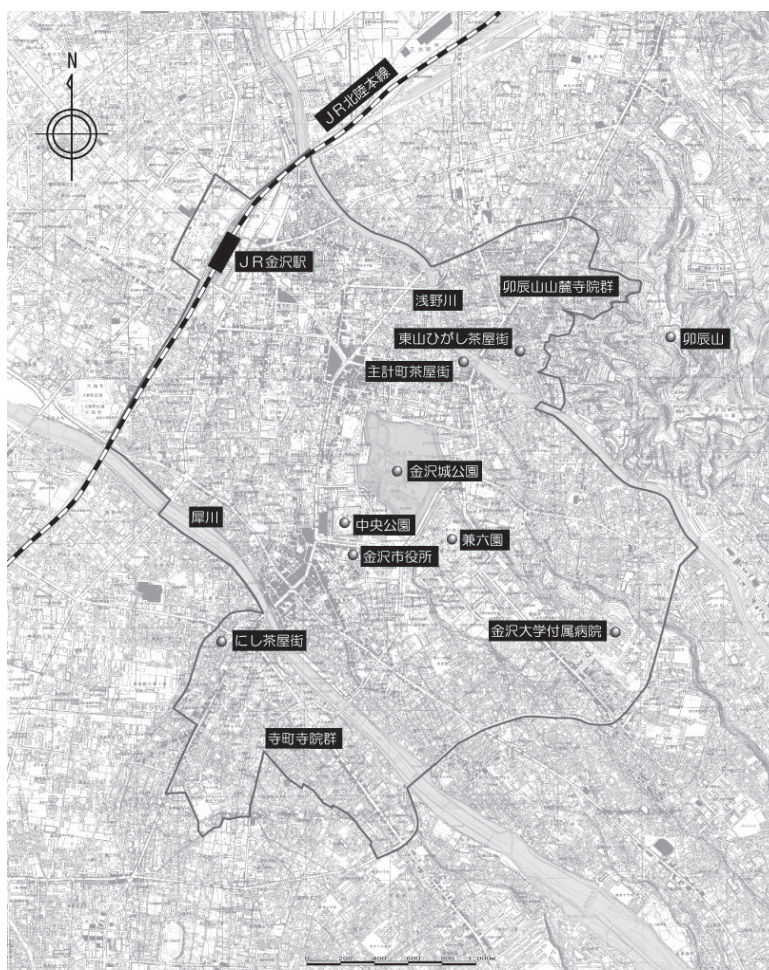
片町商店街振興組合、豎町商店街振興組合、香林坊商店街振興組合、広坂振興会、柿木畠振興会、横安江町商店街振興組合、尾張町商店街振興組合、武蔵商店街振興組合、近江町市場商店街振興組合

その他（15商店街）

彦三商店街振興組合、駅前別院通り商店街振興組合、玉川町通り商店街振興組合、英町商店街振興組合、橋場町振興会、金沢城兼六園商店会、尾山神社前商店街振興組合、南町通り商工会、せせらぎ通り商店街振興会、木倉町商店街、新天地商店街振興組合、片町伝馬商店街、里見町あかねや橋通り商店会、新豎町商店街、石引商店街振興組合

中心市街地とは

区域の範囲は、北は東山ひがし茶屋街をはじめとした歴史色が濃く残る区域、南はにし茶屋街や寺院群が広がる区域、東は浅野川と中環状道路に囲まれた区域、西はJR北陸本線と犀川に囲まれた範囲とされている。



株式会社 金沢商業活性化センター（TMO）とは

本市の中心市街地活性化のための事業を一体的かつ効果的に実施していくために、10年10月に設立された組織で本市が50%を出資しており、13年に片町地区において商業施設（プレーゴ）を整備するなど中心市街地の魅力を高め、賑わいの創造を図っている。

(ア) 中心市街地区域内商店街における空き店舗の状況

空き店舗とは

次の条件をすべて満たしたものをいう。

- ・道路に面した1階の店舗
- ・本来の用途としておおむね6月以上利用されなくなった店舗
- ・貸主が賃貸する意志のある店舗

中心市街地区域内商店街における空き店舗の状況は、次表のとおりである。

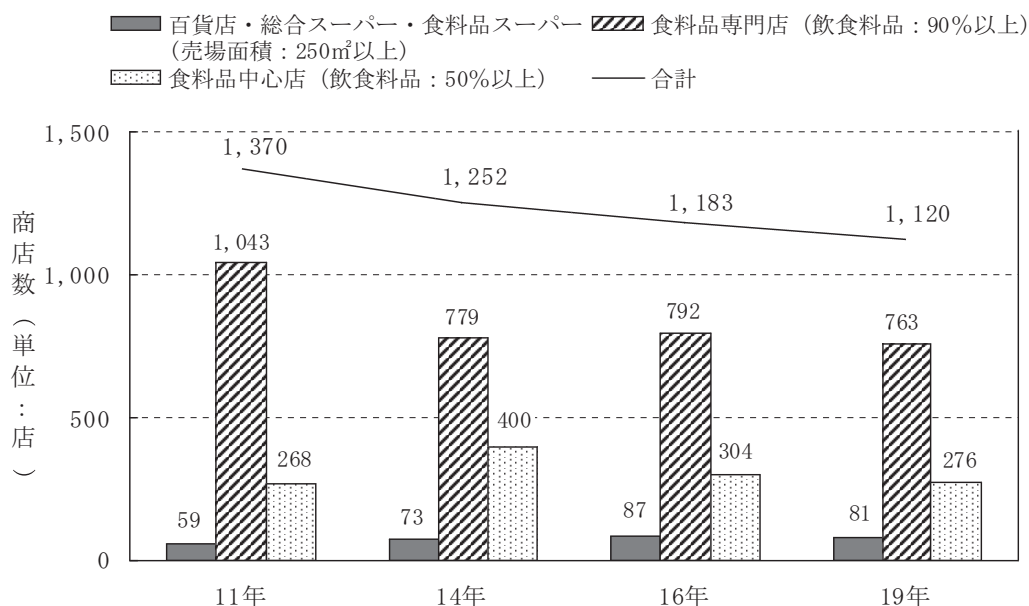
| 商店街名 | 空き店舗数 | |
|--------------|-------|-------|
| | 21年6月 | 22年9月 |
| 片町商店街振興組合 | 4 | 4 |
| 竪町商店街振興組合 | 21 | 14 |
| 香林坊商店街振興組合 | 1 | 2 |
| 広坂振興会 | 5 | 2 |
| 柿木畠振興会 | 3 | 5 |
| 横安江町商店街振興組合 | 3 | 3 |
| 尾張町商店街振興組合 | 2 | 3 |
| 武蔵商店街振興組合 | 9 | 10 |
| 近江町市場商店街振興組合 | - | - |
| TMOエリア 小計 | 48 | 43 |
| TMOエリア外 | 32 | 22 |
| 合 計 | 80 | 65 |

空き店舗数は22年9月においては、前年6月と比べると減少傾向にあるものの65店が空き店舗となり、地域別にみると、TMOエリアが43店（構成比66.2%）、その他の地域で22店（同比33.8%）となっている。

なお、21年6月以前の空き店舗のデータはない。

エ 食料品取扱い商店数の状況

食料品取扱い商店数の推移は、次のとおりである。



(注) 商業統計調査の数値である。

本市の食料品取扱い商店数は、11年から19年にかけて250店減少している。

全国的に食料品取扱い商店が閉店することにより、食料品など日常の買い物が高齢者等の、いわゆる買い物弱者が発生していることから、本市では、買い物利便性向上検討懇話会を22年11月に設置し、商店街や地域団体、民間事業者が連携する新たな流通モデルを研究し、地域商店街の活性化と市民の利便性向上策について検討を始めている。

2 商店街振興に関する計画

(1) 良好な商業環境の形成

本市では、近年の道路網整備に伴う郊外型大型店の出店が続き、既存商店街の衰退や大型店周辺での交通渋滞等生活環境の悪化が懸念されていた。

特に、商業機能は都市にとって重要な機能であり、商店街の衰退はまちづくりに大きな影響をもたらすことから、都市機能の適正配置を通じ、金沢の個性豊かで住みよい都市環境の形成を図るため、14年に「金沢市における良好な商業環境の形成によるまちづくりの推進に関する条例」(平成13年条例第72号。以下「商業環境形成まちづくり条例」という。)が施行されるとともに、「金沢市商業環境形成指針」を策定し、地域ごとの商業環境形成の考え方を示してきている。

また、国においては、10年に成立したまちづくり三法が社会環境の変化に対応するようコンパクトなまちづくりを目指す方向で18年に改正され、中心市街地への支援を拡充している。さらに、地域住民の生活の利便を高めるため、「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律」(平成21年法律第80号。以下「地域商店街活性化法」という。)が21年8月に施行されている。

商店街振興に係る法令等の整備の流れは次のとおりである。

| 国 | | 金 沢 市 | |
|-----|--|-------|---|
| 10年 | まちづくり三法成立 | 7年 | 金沢世界都市構想 |
| | 都市計画法(改正) 土地の利用規制を促進 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律 中心市街地の空洞化を食い止め活性化活動を支援 大規模小売店舗立地法 大型店出店の新たな調整の仕組み | 10年 | 中心市街地活性化基本計画(第一次) |
| 18年 | まちづくり三法改正 | 14年 | 金沢市における良好な商業環境の形成によるまちづくりの推進に関する条例(商業環境形成まちづくり条例) ↓ 金沢市商業環境形成指針 |
| | 都市計画法 大規模集客施設の立地規制強化 中心市街地の活性化に関する法律(中心市街地活性化法) 基本計画の認定を受けた中心市街地への支援を拡充 | 16年 | 中心市街地活性化基本計画(第二次) |
| 21年 | 地域商店街活性化法 | 18年 | 金沢世界都市構想(第2次基本計画) |
| | | 19年 | 中心市街地活性化基本計画(第三次) |
| | | 20年 | 商業環境形成まちづくり条例等の一部改正 |

金沢市商業環境形成指針

金沢市商業環境形成指針においては、地域ごとのまちづくりの方向性、商業集積の方向性、目安となる店舗面積の上限を定めるとともに、既存の商業集積や地域特性に基づきながら市域(市街化区域)を商業環境形成の観点から7種類のゾーニング(区分け)設定を行い、中心市街地、都心軸沿線及び地域拠点等における商業機能の立地誘導を行うとともに、大規模な集客施設の無秩序な郊外への立地の動きに歯止めをかけるなど、都市全体として適正な商業機能の配置を目指すこととしている。

金沢市商業環境形成指針において区分けした7種類のゾーニングのうち、商店街に関連した5種類のゾーニング及び土地区画整理事業地の取扱いは、次のとおりである。

ア 中心市街地活性化ゾーン

【商業集積の方向性】

北陸地区を代表する商業集積地として都心軸沿線を中心に積極的に魅力を高めるとともに、金沢駅、武蔵、香林坊、片町地区の拠点商業集積間の回遊性を高め、高次な商業・文化機能の整備・拡充を図っていく。

【商業集積(商店街)】

(都心軸沿線)

金沢駅、武蔵、南町通り商工会、香林坊・片町地区

(周辺商業地)

駅前別院通り商店街、英町商店街、玉川町通り商店街、横安江町商店街、近江町市場商店街、尾張町商店街、彦三商店街、尾山神社前商店街、豎町商店街、せせらぎ通り商店街、柿木畠振興会、木倉町商店街、新豎町商店街、片町伝馬商店街、新天地商店街、里見町あかねや橋通り商店会等

イ 駅西都心軸業務集積ゾーン

【商業集積の方向性】

地区計画等のまちづくり計画との整合性を図りながら、交通の要衝としての特性を活かした広域的な集客力のある商業施設を形成していく。

【商業集積（商店街）】

金沢駅港線沿線

ウ 歴史・観光特化型ゾーン

【商業集積の方向性】

地場産品等の特定品目を扱う店舗や観光関連の物販・サービスを営む商業施設の整備・拡充を図っていく。

【商業集積（商店街）】

浅の川商店会、大野町商工振興会、広坂振興会、金沢城兼六園商店会、石引商店街、寺町台商興会

エ 地域拠点形成ゾーン

【商業集積の方向性】

生活圏の中心として都市機能の集積を図り、近隣型商業地では充足できない買回り商業機能を強化するとともに、地域の顔としての環境整備を進めていく。

【商業集積（商店街）】

森本商店街、金石町商店協同組合、杜の里商店会、野町弥生地区商店街、新野町商店街、増泉大通り商店街、平和町大通り商店街、西金プリンスロード商店会、額振興会等

オ 近隣型商業育成ゾーン

【商業集積の方向性】

地域拠点ゾーンを補完しつつ、地域の生活者（特に高齢者、障害者等）にきめ細やかなサービスの提供を図る商業施設の整備を進めていく。

【商業集積（商店街）】

粟崎商店街、諸江地区商業協同組合、橋場町振興会、入江商店街、伏見台商店街、円光寺・山科振興会等

土地区画整理事業地

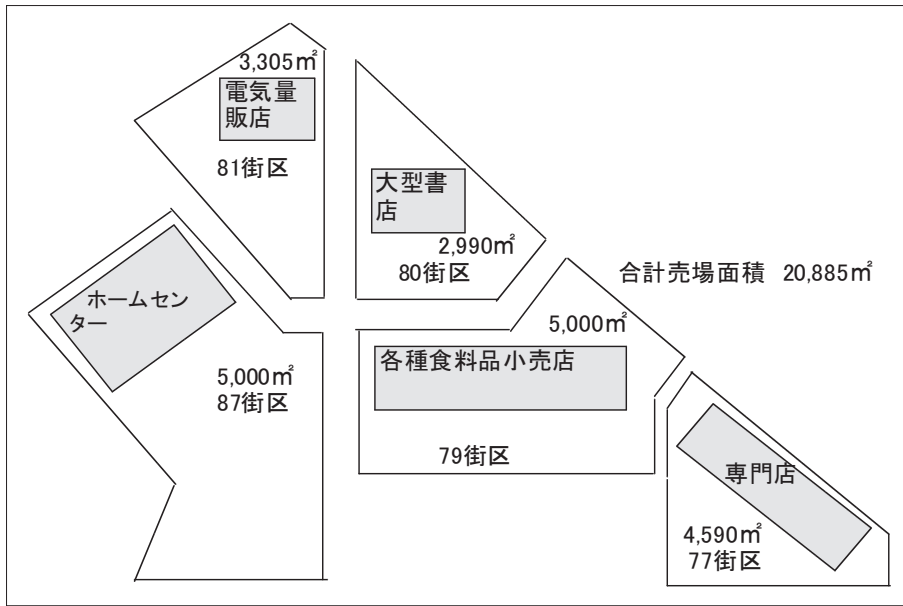
20年4月1日現在において土地区画整理事業を実施し、又は計画している地区における幹線道路沿いの店舗面積の上限については、当該土地区画整理事業が完了するまでに着工されるものに限り、5,000㎡とされている。

近年、事業が完了し、又は完了予定の土地区画整理事業地内の大規模小売店舗の状況は、次のとおりである。

| 土地区画整理事業地名 | 地区面積 (ha) | 事業年度 | 大規模小売店舗 | |
|------------|-----------|---------|-----------------|----------|
| | | | 1,000～5,000㎡店舗数 | 合計面積 |
| 大 桑 第 三 | 30.9 | 10～21年度 | 6 | 約21,000㎡ |
| 戸 板 第 二 | 51.0 | 13～22年度 | 5 | 約21,000㎡ |
| 無 量 寺 第 二 | 19.0 | 16～23年度 | 7 | 約19,000㎡ |

(注) 数値は、19年12月末現在のものである。

(参考) 戸板第二土地区画整理事業地内の状況



土地区画整理事業地内の大規模小売店舗は、指針に定められた5,000㎡を超える大型店舗はないものの、複数の街区に分けて1,000㎡から5,000㎡の店舗が造られ、これらを合計すると約21,000㎡の商業集積地を形成している。

(参考)

金沢市商業環境形成指針

| ゾーンの名称 | まちづくりの方向性 | 商業集積の方向性 | 商業集積 (商店街) | 目安となる店舗面積の上限 |
|-------------|--|---|---|--|
| 中心市街地活性化ゾーン | 世界都市金沢の骨格を形成する都心軸沿いの広域的商業地域及びその機能を重層的に補完する周辺の商業地域において、中心市街地活性化関連事業とも連携をとりながら、賑わいと風格あるまちづくりを積極的に推進していく。 | 金沢都市圏のみならず北陸地区を代表する商業集積地として都心軸沿線を中心に積極的に魅力を高めるとともに、金沢駅、武蔵、香林坊、片町地区の拠点商業集積間の回遊性を高め、高次な商業・文化機能の整備・拡充を図っていく。 | (都心軸沿線) 金沢駅、武蔵、南町通り商工会、香林坊・片町地区(周辺商業地) 駅前別院通り商店街、三和商店街、英町商店街、玉川町通り商店街、横安江町商店街、近江町市場商店街、尾張町商店街、彦三商店街、尾山神社前商店街、豎町商店街、せせらぎ通り商店街、柿木畠振興会、木倉町商店街、新豎町商店街、片町伝馬商店街、新天地商店街、里見町あかねや橋通り商店会等 | 金沢駅～武蔵～香林坊・片町地区の都心軸沿い 特に定めない |
| | | | 上記を除く重点整備地区内の幹線道路沿い及びその後背地 | 20,000㎡ |
| 歴史・観光特化型ゾーン | 歴史的なまちなみなど、景観の保全を図るとともに、観光関連施設との連携により、歴史・観光関連の物販・飲食店等の商業施設の集積により、金沢らしさをアピールしたまちづくりを推進していく。 | 地場産品等の特定品目を扱う店舗や観光関連の物販・サービス業を営む商業施設の整備・拡充を図っていく。 | 浅野川商店会、大野町商工振興会、広坂振興会、金沢城兼六園商店会、石引商店街、寺町台商興会 | 上記、以外の重点整備地区内 歴史・観光特化型ゾーン(長町、広坂、兼六、主計町地区)を除く。 |
| | | | 金沢駅港線沿線 | 都市計画道路金沢駅港線(通称:50メートル道路)沿い |
| 歴史・観光特化型ゾーン | 歴史的なまちなみなど、景観の保全を図るとともに、観光関連施設との連携により、歴史・観光関連の物販・飲食店等の商業施設の集積により、金沢らしさをアピールしたまちづくりを推進していく。 | 地場産品等の特定品目を扱う店舗や観光関連の物販・サービス業を営む商業施設の整備・拡充を図っていく。 | 浅野川商店会、大野町商工振興会、広坂振興会、金沢城兼六園商店会、石引商店街、寺町台商興会 | 幹線道路沿い |
| | | | 上記 以外の地域 | 3,000㎡ |
| | | | | 1,000㎡ |

| | | | | | |
|------------|--|--|---|---------|--------|
| 地域拠点形成ゾーン | 地域における商業拠点として、利便性の高い商業・業務機能の集積を高めたまちづくりを推進していく。 | 生活圏の中心として都市機能の集積を図り、近隣型商業地では充足できない買回り商業機能を強化するとともに、地域の顔としての環境整備を進めていく。 | 森本商店街、金石商店街、杜の里商店街、野町弥生地区商店街、新野町商店街、増泉大通り商店街、平和町大通り商店街、西金プリンスロード商店街、額振興会等 | 幹線道路沿い | 5,000㎡ |
| | | | | 上記以外の地域 | 1,000㎡ |
| 近隣型商業育成ゾーン | 近隣地区住民のための日常的な消費生活に対応するとともに地域のコミュニティ・情報等の機能を併せ持つ、地域密着型商業地としてのまちづくりを推進していく。 | 地域拠点ゾーンを補完しつつ、地域の生活者(特に高齢者、障害者等)にきめ細やかなサービスの提供を図る商業施設の整備を進めていく。 | 粟崎商店街、西部商店街、諸江地区商店街、橋場町振興会、入江商店街、伏見台振興会、円光寺・山科地区商店街等 | 幹線道路沿い | 3,000㎡ |
| | | | | 上記以外の地域 | 1,000㎡ |
| 生活環境整備ゾーン | 住宅系の用途地域においては、良好な住環境への配慮に重点をおいた個性豊かな住みよいまちづくりを推進していく。 | 生活環境への配慮に重点をおきながら地域に密着した商業機能の向上を図る。 | - | 幹線道路沿い | 3,000㎡ |
| | | | | 上記以外の地域 | 1,000㎡ |
| 産業集積ゾーン | 生産機能地区、都市型産業地区、流通業務地区の機能分担を通じて、都市の活力を推進していく。 | 周辺地域とのバランスを考慮しながら、適正な規模の商業集積を図る。 | - | 幹線道路沿い | 3,000㎡ |
| | | | | 上記以外の地域 | 1,000㎡ |

(注)

店舗面積：大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第1項に規定する床面積をいう。

重点整備地区：金沢市中心市街地活性化基本計画(平成16年3月策定)における重点整備地区をいう。

幹線道路：幅員が、概ね16メートル以上の道路をいう。

平成20年4月1日時点において土地区画整理事業を実施し、又は計画している地区(計画している地区とは、大河端地区及び大友地区をいう。)における幹線道路沿いの店舗面積の上限は、当該土地区画整理事業が完了するまでに着工されるものに限る、5,000㎡とする。

上記ゾーン以外の地域で、都市計画において商業地域又は近隣商業地域に指定されている地域での店舗面積の上限は、幹線道路沿いにおいては3,000㎡、それ以外の地域では1,000㎡とする。

今後の都市計画の用途地域の見直し、経済状況等に大きな変化があった場合、金沢市商業環境形成指針を見直すことがある。

中心市街地活性化基本計画

平成7年に策定した金沢世界都市構想において、「土地利用は都市周辺部の無秩序な開発や都心部の空洞化を土地利用の誘導により未然に防止していく」という方向性が定められ、中心市街地活性化を市政の最重要施策と位置付け、全庁的に取り組む体制を整えた。こうした中、10年にまちづくり三法が成立したことを受け、本市では中心市街地における都市機能の増進や経済活力の向上を推進するため、同年10月に金沢市中心市街地活性化基本計画を作成し、同年11月に国から認定されている。

第1次基本計画(10～15年度)では、「商店街の特性を活かした魅力ある商業環境の形成」などを基本方針とし、第2次基本計画(16～20年度)では、「元気な商店街・都心ビジネスの形成」などを基本方針と位置付け、それぞれの商店街の個性を活かしながらモール化、ファサード整備、アーケード整備等の商業基盤整備を進めるとともに、各商店街が地域ごとに連携して、イベントを開催するなど、中心商店街のにぎわい創出に取り組んできている。

また、18年に中心市街地活性化法等が改正されたことに伴い、新たな基本計画の策定を行い19年5月に国の認定を受け、現在の計画は、24年3月までを計画期間とした第三次基本計画であり、「魅力ある商店街とにぎわいあるオフィス街の形成」など5つの基本方針を作成し、金沢市商業環境形成指針とも連携をとりながら都心部への商業集積を図ってきており、コンパクトで賑わいあふれるまちづくりに取り組んでいくこととしている。

(2) まとめ

大規模小売店舗の店舗数及び床面積が増加傾向にある状況において、その影響もあって地域住民の生活に密接な関係にある既存商店街の小規模店舗が減少していることから、土地区画整理事業地内における大規模小売店舗の出店合計面積についても、指針の見直しを含め、消費者の利便性の向上を図りながら大型店と地域の商店街が共存できるよう適切な措置を講じることが望まれる。

また、全国的に地域商店街の食料品スーパーなどが撤退や廃業するケースが増加しており、買い物弱者が発生している状況もあることから、本市でも商店街や民間事業者などが連携する新たな流通モデルの検討を始めており、地域商店街が中心となって、持続可能で地域の実情に即した買い物弱者応援のための仕組みづくりが

できるよう、行政が適切に支援していくことが望まれる。

3 商店街振興に関する施策の概要

本市における商店街振興に関する施策については、商店街の振興、まちなかの賑わい創出を基本的な考え方として、商店街自らがやる気を持って頑張る事業や地域に根ざした取り組みなどに対し積極的に支援を行っている。主な事業項目として、(1)商店街振興にかかる事業、(2)魅力の創出にかかる事業、(3)環境整備にかかる事業、(4)空洞化対策にかかる事業、(5)商店街等の調査・診断・指導等にかかる事業、(6)集客施設の設置にかかる事業に分け、実施している。

以下、各施策の取り組み内容を述べていくこととする。

(1) 商店街振興にかかる主な事業

ア “頑張りまっし商店街” 支援事業費補助

【対 象】

市内商店街

【内 容】

- (ア) “頑張りまっし商店街” 支援事業は、商店街自らが賑わいを創出し、集客力の強化を図るため、商店街全体で実施する活性化事業（商店街マップ作成、ベンチ設置など）や、商店街自らが、やる気を持って頑張る事業を支援するものである。

| | 補 助 内 容 | H22予算額(千円) |
|-------|---|------------|
| 一般分 | (補助率) 1 / 2 (限度額) 100万円 (TMOエリア商店街に限り限度額200万円) | 13,440 |
| 先進的事業 | (補助率) 2 / 3 (限度額) 200万円 (3年間を限度) | |

先進的事業とは、中小企業診断士等による指導診断に基づき実施する事業で、他に例のない先進的なもの又は本市における商圏の拡大につながるものとして市長の認定を受けた事業である。

【21年度実績】

一般分＜商店街マップ作成等＞

| 実績年度 | 決 算 額 | 実績商店街数及び事業数 |
|------|---------|-------------|
| H21 | 9,720千円 | 15商店街 20事業 |

先進的事業分＜商圏の拡大につながる事業等＞

| 実績年度 | 決 算 額 | 実績商店街数及び事業数 |
|------|---------|-------------|
| H21 | 4,000千円 | 2商店街 2事業 |

<参考>

「グリーンテイストピア推進事業」

[事業目的]

湯涌温泉と連携し、加賀野菜を食材とした健康志向の創健料理を考察、商品化することで商店街の販売強化につなげるとともに、商店街のイメージアップと活性化を図る。

[事業内容]

恒例の「食楽宵祭り」イベント会場での合作「夏の加賀野菜料理」の実演・販売
商店街各店での「1店1品」創作元気メニュー提供キャンペーンの実施
片町周辺のコンビニエンスストアにおいて「薬膳弁当」の限定テスト販売

[先進的事業としての適合性（中小企業診断士による診断内容）]

商店街のイメージアップを推進する事業である。

当商店街と湯涌温泉観光協会の相互交流により新しい食文化の創造や知名度アップによる集客、賑わいの創出に寄与するものであり、商圏の拡大につながる事業である。

商店街と温泉がタイアップし、地域の特徴を活かした他に例のない独自性のある事業である。

当商店街はこれまでも商店街活性化のための事業を展開しており、その姿勢は商店街の中でも際だっ

たものがある。

事業全体の推移は、次のとおりである。

| 実績年度 | 決 算 額 | 実績商店街数及び事業数 | | |
|------|----------|-------------|-------|------|
| H19 | 9,410千円 | 一般分 | 11商店街 | 14事業 |
| | | 先進的事業分 | 1商店街 | 1事業 |
| H20 | 10,320千円 | 一般分 | 10商店街 | 10事業 |
| | | 先進的事業分 | 2商店街 | 2事業 |
| H21 | 13,720千円 | 一般分 | 15商店街 | 20事業 |
| | | 先進的事業分 | 2商店街 | 2事業 |

一般分の支援状況を見ると、各商店街とも主に統一的なコンセプトに基づきイメージアップを図る事業を行っている。

先進的事業の実績をみると、過去も含め、事業を利用した商店街は中心市街地区域内商店街である。

事業全体の推移では、21年度に支援した商店街数が前年度に比べ1.5倍の17商店街となっており、市内全域の商店街で賑わい創出と集客力の強化に向けて取り組んでいる。

- (イ) 定額給付金の支給にあわせ、商店街振興と地元消費につながる事業を実施する商店街に対して助成するものである。

| 補 助 内 容 | H22予算額(千円) |
|-------------------------|------------|
| (補助率) 2 / 3 (限度額) 200万円 | |

【21年度実績】

| 実績年度 | 決 算 額 | 実績商店街数及び事業数 | |
|------|----------|-------------|------|
| H21 | 18,490千円 | 20商店街 | 20事業 |

この事業は、国の定額給付金事業にあわせ商店街の活性化を図ったものであり、21年度限りである。

イ 中心商店街賑わい創出事業費補助

【対 象】

中心市街地区域内商店街 (TMOエリア内)

【内 容】

中心商店街賑わい創出事業は、中心市街地区域内のTMOエリア商店街が中心市街地の賑わいを創出するために自らが企画して行うイベントに対して助成するものである。

| 補 助 内 容 | H22予算額(千円) |
|-------------------------|------------|
| (補助率) 1 / 3 (限度額) 200万円 | 14,600 |

【21年度実績】

| 実績年度 | 決 算 額 | 実績商店街数及び事業数 | |
|------|----------|-------------|-----|
| H21 | 14,500千円 | 8商店街 | 8事業 |

事業の推移は、次のとおりである。

| 区 分 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 実績(千円) | 10,400 | 12,900 | 14,880 | 14,050 | 14,500 |
| 対象商店街数 | 7 | 8 | 9 | 9 | 8 |

19年度、20年度においては、対象となるすべての商店街において実績があり、商店街自らが企画してイベントを開催している。また、商店街合同で継続的に行っているイベントも定着している。

ウ 商店街ふれあい推進事業費補助

【対 象】

市内商店街 (TMOエリア商店街を除く)

【内 容】

商店街ふれあい推進事業は、TMOエリアを除く市内商店街が消費者とのふれあいを推進するために行うイベントに対して助成するものである。

| 補 助 内 容 | | | H22予算額(千円) |
|---------|------------------------|---------------------------|------------|
| 区 分 | 補 助 率 | 限 度 額 | 20,150 |
| 単独商店街開催 | 1 / 3 | 100万円 | |
| 複数商店街開催 | 1 / 3 + (10万円×商店街数) | 100万円×商店街数 + 10万円×商店街数 | |

【21年度実績】

各商店街が単独で開催したもの

| 実績年度 | 決 算 額 | 実績商店街数及び事業数 |
|------|----------|-------------|
| H21 | 13,770千円 | 17商店街 17事業 |

複数の商店街が合同で開催したもの

| 実績年度 | 決 算 額 | 実績商店街数及び事業数 |
|------|---------|------------------------|
| H21 | 4,400千円 | 1 商業振興会連盟 (4 商店街) 1 事業 |

事業全体の推移は、次のとおりである。

| 区 分 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 実 績 (千 円) | 18,150 | 19,270 | 18,720 | 20,880 | 18,170 |
| 商店街数(単独) | 15 | 18 | 18 | 20 | 17 |
| (合同) | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |

実績商店街数については、20年度までは増加傾向であったが、21年度は3件減少している。

(2) 魅力の創出にかかる主な事業

ア “りくつな商店” 奨励事業費補助

【対 象】

市内商店街

【内 容】

“りくつな商店” 奨励事業は、中小企業診断士等による指導診断を受診し、地域商店街において模範的な商店の形成に資するものとして市長の認定を要する事業であり、コミュニティの形成拠点となる商店の改装、空き店舗借り上げ、さらに宅配事業などのソフト事業を実施する費用に対して助成するものである。

| 補 助 内 容 | | | | H22予算額(千円) |
|---------------|---------------------|-------|----------|---|
| 商 店 街 | 店舗改装費 | 1 / 2 | 500万円 | 年間 100万円 年間 100万円 (* 年間 200万円) |
| | 空き店舗借上料(2年間) | | 年間 100万円 | |
| | 事業推進費(2年間) | | 年間 100万円 | |
| | * 特認措置：一定の要件を満した商店街 | | | |
| 商店街の 構 成 員 | 店舗改装費 | 1 / 3 | 250万円 | |
| | 空き店舗借上料(2年間) | 1 / 2 | 年間 100万円 | |

事業の推移は、次のとおりである。

| 区 分 | H14～17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
|--------|--------|-----|-------|-----|-----|
| 実績(千円) | 6,400 | | 2,140 | | |
| 商店街数 | 2 | | 2 | | |

この事業は中小企業診断士等による指導診断を必要とすることもあり、ほとんど実績はない。

(3) 環境整備にかかる主な事業

ア 商店街共同施設設置事業費補助

【対 象】

市内商店街

【内 容】

商店街共同施設設置事業は、商店街が商店街環境の整備改善を図るため、商店街が設置する街路灯、アーケード、駐車場等の共同施設を整備するための経費の一部を助成するものである。

| 補 助 内 容 | | | H22予算額(千円) |
|---------|-------|-------|------------|
| 施設区分 | 補 助 率 | 限 度 額 | 5,622 |
| 収益施設 | 25% | 1.5億円 | |
| 非収益施設 | 35% | 1.5億円 | |

事業の推移は、次のとおりである。

| 実績年度 | 決 算 額 | 実績商店街数及び事業数 | |
|------|----------|-------------|--------------|
| H20 | 41,810千円 | 2 商店街 | 2 事業 (非収益施設) |
| H21 | 1,480千円 | 1 商店街 | 1 事業 (非収益施設) |

分割交付分

| | 商 店 街 名 | 事 業 内 容 | 補助金額(千円) |
|---|--------------|----------------------|----------|
| 1 | 豎町商店街振興組合 | モール化整備 (H11事業) | 4,699 |
| 2 | 武蔵商店街振興組合 | モール化整備 (H11事業) | 293 |
| 3 | 尾張町商店街振興組合 | 街路灯設置整備 (H13事業) | 259 |
| 4 | 近江町市場商店街振興組合 | アーケード架替整備 (H15～17事業) | 5,363 |
| | | 計 | 10,614 |

分割交付分とは、旧金沢市商店街共同施設設置費補助金交付要綱第4条第1項イのただし書の規定により加算された額を10年間で分割交付しているものである。

分割交付分の事業の推移は、次のとおりである。

| 区 分 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
|--------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 実績(千円) | 8,694 | 10,614 | 10,614 | 10,614 | 10,614 |
| 事業数 | 6 | 7 | 7 | 7 | 7 |

分割交付分の内訳については、近江町市場商店街振興組合による近江町市場アーケードの架け替え事業が、21年度は5,363千円とおおよそ実績額の半分を占めている。

イ 中心市街地ファサード等整備事業費補助

【対 象】

中心市街地区域内商店街

【内 容】

中心市街地ファサード等整備事業は、中心市街地区域内商店街が統一的なコンセプトに基づき、商店街の道路に面する店舗等の外壁及びショーウィンドー等をまちづくり協定又は商店街振興プランに基づき整備するための費用を助成するものである。

| 補 助 内 容 | H22予算額(千円) |
|---|------------|
| (補助率) 1 / 2 (期間) 3年間 (限度額) 1店舗200万円 (1商店街 1,000万円/年) | |

事業の推移は、次のとおりである。

| 区 分 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
|-----------------|-----------|----------|-----|-----|-----|
| 商店街数 (対象店舗数) | 2 (42) | 2 (8) | | | |

まちづくり協定については、21年度に片町商店街振興組合及び広坂振興会と締結し、22年度に武蔵商店街振興組合及び南町通り商工会と締結する予定である。

ウ まちなか飲食街再生事業費補助

【対 象】

中心市街地区域内商店街及び飲食街

【内 容】

まちなか飲食街再生事業は、建築後おおむね30年を超えているまちなか飲食街の耐震補強等店舗整備及び環境改善のための施設整備に要する経費の一部を助成するものである。

| 補 助 内 容 | | | H22予算額(千円) |
|---------------------------|-------|-----------|------------|
| 事業区分 | 補助率 | 限度額 | 22,000 |
| 店舗等工事 | 1 / 2 | 1店舗 200万円 | |
| 公共的施設整備工事 (トイレ、ごみ集積場等) | 2 / 3 | 1施設 300万円 | |

【21年度実績】

| 実績年度 | 決算額 | 実績商店街数及び対象店舗数 |
|------|----------|---------------|
| H21 | 22,830千円 | 1商店街 13店舗 |

事業の推移は、次のとおりである。

| 区 分 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
|--------|-----|--------|--------|--------|--------|
| 実績(千円) | | 10,000 | 19,990 | 21,190 | 22,830 |
| 商店街数 | | 1 | 2 | 2 | 1 |

エ 生鮮食料品店出店・整備支援事業費補助

【対 象】

市内商店街

ただし、出店支援事業は中心市街地区域内商店街

【内 容】

生鮮食料品店出店・整備支援事業は、生鮮食料品店の出店を促すため、中心市街地区域内商店街への出店者に店舗の改装費及び家賃相当額の一部を助成するとともに、市内商店街の既存生鮮食料品店の店舗改装費等を助成するものである。

| 補 助 内 容 | | | | H22予算額(千円) |
|----------------------------|--------------------------|----------|---|------------|
| 区 分 | | 補助率 | 限 度 額 | |
| 出 店 支 援 事 業 | 空店舗 改装費 (内外装) | 小売店 | 250万円 | |
| | | 食料品スーパー | 500万円 | |
| | 空店舗 借上料 (2年間) | | 1 / 2 | |
| | | 年間 300万円 | | |
| 整備支援事業 | 既存小売店及び 既存食料品スー パー | 1 / 3 | 年間 500万円 (店舗面積500㎡以上) | |
| | | | 250万円～1,000万円 既存食料品スーパーは、 中心商店街に限る。 | |

事業の推移は、次のとおりである。

| 区 分 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
|-----------------|-----|----------|-----|----------|-----|
| 商店街数 (対象店舗数) | | 1 (1) | | 1 (1) | |

この事業については、対象となる生鮮食料品店舗が少ないことに加え、景気の低迷で店舗改装に着手する店舗が少ないため、建て替えにかかる経費も対象に追加するなど22年度に改善策を講じている。

(4) 空洞化対策にかかる主な事業

ア 中心市街地出店促進事業費補助

【対 象】

中心市街地区域内商店街

【内 容】

中心市街地出店促進事業は、中心市街地の空店舗への出店を促すため、家賃の一部を補助する商店街に対して助成するものである。

| 補 助 内 容 | H22予算額(千円) |
|--|------------|
| (補助率) 1 / 2 (限度額) 100万円 / 年 (期間) 2年間 (平成21年度中に中心商店街店舗誘致対策事業の認定受けた 商店街へ出店する場合は、助成制度を下記のとおり拡充) | 38,300 |
| (補助率) 2 / 3 (限度額) 250万円 / 年 (期間) 2年間 | |

【21年度実績】

| 実績年度 | 決 算 額 | 実績商店街数及び対象店舗数 |
|------|----------|---------------|
| H21 | 32,220千円 | 16商店街 50店舗 |

事業の推移は、次のとおりである。

| 区 分 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
|-----------------------|--------|-------|-------|--------|--------|
| 実績 (千円) | 17,200 | 8,810 | 8,580 | 16,540 | 32,220 |
| 対 象 件 数 (継続分及び新規分) | 35 | 22 | 18 | 30 | 50 |

この事業については19年以降増加しており、まちなかでのテナント誘致が活発となっている。

イ 商店街空洞化対策事業費補助

【対 象】

市内商店街

【内 容】

商店街空洞化対策事業は、商店街が空き地や空き店舗を借り上げ整備し、集客・利便施設として有効活用するための経費の一部を助成する事業である。

| 補 助 内 容 | | | H22予算額(千円) |
|-----------------|-------|-------|------------|
| 区 分 | 補助率 | 限 度 額 | 420 |
| 空 地 借 上 料 | 1 / 2 | 100万円 | |
| 空 店 舗 借 上 料 | 1 / 2 | 100万円 | |
| 空 店 舗 改 装 費 | 1 / 2 | 100万円 | |
| 空 店 舗 管 理 運 営 費 | 1 / 2 | 50万円 | |

【21年度実績】

| 実績年度 | 決 算 額 | 実績商店街数及び事業数 | |
|------|---------|-------------|------|
| H21 | 1,240千円 | 2 商店街 | 2 事業 |

事業の推移は、次のとおりである。

| 区 分 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実績(千円) | 1,000 | 1,000 | 2,090 | 1,250 | 1,240 |
| 商店街数 | 1 | 1 | 3 | 2 | 2 |

(5) 商店街等の調査・診断・指導等にかかる主な事業

ア 香林坊・片町地区老朽ビル再生調査(22年度(新規)予算額:2,000千円)

【対 象】

香林坊・片町地区における都心軸沿道

【内 容】

香林坊・片町地区老朽化ビル再生調査費は、おおむね築後40年以上経過した老朽建物等の更新状況等について調査を行い、耐震化や再生に向けた手法等について検討する事業である。

委託先: 金沢中心商店街まちづくり協議会

委託料: 200万円

調査内容: 現況把握調査

データ分析と課題整理

再生への手法の検討

イ 商店街実態調査(22年度(新規)予算額:1,300千円)

【対 象】

市内商店街

【内 容】

商店街実態調査は、商工会議所と連携して商店街及び個店経営(35商店街及び個店1,721店舗)の実態調査を行い、商店街の現状や課題を整理する。

調査内容: 商店街連盟加入の商店街及びその個店へのアンケート

(商店街等の概要、課題と取り組みなど)

商工会議所職員とともに市職員が商店街へ出向き、経営相談や要望聴取の実施

ウ 商店街活性化アドバイザー派遣(22年度(新規)予算額:1,000千円)

【対 象】

市内商店街

【内 容】

商店街活性化アドバイザー派遣事業は、中小企業診断士やプランナー、デザイナーなどを商店街に派遣し、助言指導を行う。

工 商業後継者育成研修 (22年度(新規)予算額:500千円)

【対 象】

若手商業人

【内 容】

商店街連盟の青年部を中心に、他都市との交流、販売戦略や経営手法を研究する研修会等を開催する。

(6) 集客施設の設置

ア 尾張町老舗交流館運営事業 (22年度予算額:5,700千円)

【対 象】

尾張町商店街振興組合

【内 容】

藩政時代の旧商家を借り上げ、市民や観光客が交流する場として尾張町老舗交流館を設置し、中心商店街の賑わい創出と尾張町が受け継ぐ老舗の歴史と文化を発信する。

【21年度実績】

委託先:尾張町商店街振興組合

委託料:5,604,044円

委託内容:尾張町老舗交流館の施設維持管理及び運営

主な企画展示:「和紙風俗人形展」、「加賀の金工展」、「加賀蒔絵展」など

(7) まとめ

商店街振興に関する施策においては、以上のとおり魅力的で活気ある商店街を目指し、商店街に対しさまざまな支援を行っているところである。

一方、その支援にあたっては、対象事業の公益性や必要性、対象経費等の合理性など絶えず検証しながら適正な執行を求められるところであるが、実施後の施策効果の検証についてはその判断が難しいものとなっており、十分に行われていない。21年度は補助実績がない事業も見受けられ、実効性の向上を図る観点からも随時事業内容の整理・見直しを図っていくことが肝要である。

また、資金に対する支援は充実しているが、今後の商店街を担っていくリーダーの育成事業の支援が少ないと思われるので改善していく必要がある。

4 関係団体等との連携

商店街振興に関わる機関としては、金沢商工会議所のほか、森本商工会、株式会社金沢商業活性化センター、金沢市商店街連盟等がある。主な団体の施策や連携については、次のとおりとなっている。

(1) 金沢商工会議所等

金沢商工会議所は、商工会議所法に基づき設立された特別認可法人であり、商工業者6,510事業所(22年11月現在)の会員によって組織され、本市の商工業の振興、発展のための公益的な活動を行っている。活動内容については、商店などへの経営・金融等の指導・相談を恒常的に行っているほか、20年4月に商業振興室を設置し、商業分野の対応強化を図るとともに、創業者への家賃と専門家の指導料を助成する「創業者助成金制度」を設け、特に中心市街地に出店する創業者に対しては割り増し制度を設けるなど、商店振興に関わる事業を展開している。

本市に関連した事業では、金沢市・金沢商工会議所連絡会を設け、相互の事業活動について情報交換を行い連携強化に努めるとともに「商店街実態調査事業」等を共同実施し、本市職員と商店街へ出向いて助言指導や現状の課題などの把握に努めている。

また、森本地区には地域内の商工業者を会員として設立された森本商工会があり、専門家派遣や相談窓口事業による経営支援など地域経済の向上発展のための活動を行っている。

なお、本市では金沢商工会議所及び森本商工会に対し、経営改善事業等に事業補助を行っている。

(2) 株式会社 金沢商業活性化センター(TMO)

TMOは、商店街の組合・行政・その他中心市街地に関わるさまざまな組織の調整の場となり、まちづくりの観点から中心市街地の活性化・維持のための活動を総合的に企画・調整している。本市は、中心市街地の活性化を図る諸施策をTMOに委託しているほか、中心市街地区域内商店街の現状や課題等の情報を共有することにより連携した活性化対策を展開している。

22年度の主な事業は、次表のとおりである。なお、本市ではTMOに対し、事務局運営事業補助を行ってい

る。

| | 事業名 | 内 容 | H22予算額(千円) |
|---|----------------------|--|------------|
| 1 | アートアベニュー「オフィスアート」事業 | 武蔵から金沢21世紀美術館に至るメインストリート沿いのショーウィンドウを活用し、学生による芸術作品を展示 | 4,000 |
| 2 | まちなかパフォーマンスシアター開催事業 | 市内中心部の広場等でアマチュアパーフォーマーによるイベントを開催し、まちなかの賑わいを創出 | 6,500 |
| 3 | 中心商店街店舗誘致促進事業 | 中心市街地における空店舗の解消に向けて、TMO、商店街、市とが連携して積極的な誘致活動を展開 | 1,000 |
| 4 | 5タウンズ・ウインタープレゼンツ開催事業 | 中心商業地(香林坊・片町地区)において実施する共同イベントに対し助成 | 4,500 |
| 5 | むさしまつり開催事業 | 中心商業地(武蔵地区)において実施する共同イベントに対し助成 | 4,500 |

(3) 金沢市商店街連盟

金沢市商店街連盟は、市内の商店街や百貨店・スーパーにより組織された団体である。22年10月現在35商店街等が加入しており、イベント情報の提供や商店街との連絡調整等を行っている。本市職員とともに商店街の意見交換会や懇談会等に参加し、現状や課題、ニーズ等を共有しながら施策を展開している。

なお、本市では金沢市商店街連盟に対し、事業補助及び運営費補助を行っている。

(4) 庁内他部局との連携

庁内他部局との連携については、「都心軸拠点性向上検討チーム」及び「地域商店街活性化推進チーム」を22年度新たに設置し、多方面にわたる諸課題の解決に向けた施策を横断的に連携して対応していくこととなっている。

「都心軸拠点性向上検討チーム」は、北陸新幹線の開業に向けて、金沢の拠点となる都心軸沿線において、市の事業、民間の活動を促す制度拡充・創設を検討するもので、都市政策局、産業局、都市整備局内の関係8課で構成している。

また、「地域商店街活性化推進チーム」は、集客力の低下や商店の減少など厳しい状況にある地域商店街の実態を調査し、課題整理や分析等を行うため、商店街活性化検討会を開催し、地域商店街振興支援の施策・制度の検討に取り組むもので、都市政策局、産業局、都市整備局内の関係4課で構成している。

5 まとめ(改善意見)

本市の商店街においては、振興にかかる施策を利用して活性化を推進している商店街も見受けられ、本市の事業が有意義に活用されていることもあり、おおむね適切に執行されていると認められた。

しかしながら、商店街全体、特に地域商店街にあっては景気の低迷による個人消費の伸び悩みなどから、活力を見いだせない状況となっており、商店街が持っている地域コミュニティの担い手としての機能までもが低下しつつあるのではないかと危惧されるところである。

今後は、現在行っている各商店街の実態調査結果を十分に踏まえ、商店街に必要とされている行政としての支援を展開するとともに、以下の事項に留意しながら活力ある商業環境の形成を図らねばならない。

(1) 大型店と商店街が共存できる環境の形成について

近年、土地区画整理事業地内における大型ショッピングモール等が各地に出現しているが、1店舗の店舗面積は金沢市商業環境形成指針に定められた基準の範囲内にあるとはいえ、指針が目指す大規模な集客施設の無秩序な郊外への立地を抑制するという本来の趣旨にそぐわない状況になっている。このことは既存商店街に与える影響も大きいことから、指針における店舗面積上限の考え方の見直し等を行うなど、本市における大型店と既存商店街のバランス化を図り、それぞれが消費者の利便性の向上に向けて必要な役割を果たしながら共存できるような環境を整備していくことが望まれる。

(2) 商店街に対する効果的な支援の展開について

本市ではさまざまな施策を展開して商店街の活性化に努めているが、効果的な支援の実現にはただ単に施策を実施するだけでなく、その事業の評価が要求されるところである。

しかしながら、集客に関する効果や売り上げ等の経済効果など、商店街の振興や賑わい創出のめやすとなる

効果の検証は十分には行われていないほか、「“りくつな商店”奨励事業費補助」、「中心市街地ファサード等整備事業費補助」、「生鮮食料品店出店・整備支援事業費補助」などにおいては21年度利用実績がない状況となっている。

今後は効果の検証を行ったうえで、事業内容の見直し及び制度が広く浸透するよう積極的に周知に取り組み、商店街や個店が活用しやすい環境を形成していくことで、施策がより効果的なものとなるよう努められたい。

(3) 商店街の活性化を担う人材の育成について

商店街が安定的に存続するには、商店街活動を支えるリーダーの育成が必要不可欠である。しかしながら、現状では経営者の高齢化や後継者不足により人材確保が困難な状況が見受けられるので、今後は商店街に愛着を持ち活性化に意欲的な人材を確保するため、大学、特定非営利活動法人等他の団体と連携して育成活動を行うなど人材を育てていく施策の強化に取り組まれたい。

平成23年(2011年)3月22日 印刷
平成23年(2011年)3月22日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄